

船舶修繕契約書

甲の所有に係る汽船

(以下甲)と

丸(総トン数)

(以下乙)とは

工事について左の通り請負契約を締結する

第一条【工事の内容及び保証】

- 1 乙は別紙工事仕様書並びに図面に従つて本船の修繕工事を施行する
- 2 工事の保証責任については別途協定するものとする

第二条【工事期間】

- 1 工期は本船が乙の
乙はその工場の定時作業時間内に本船の工事を完成しなければならない、但し甲乙協議の上定時外でも完成することができ
る
- 2 甲より乙に支給する物品は乙の希望する期日迄に乙の
し到着が遅れた場合には工事完成期日につき甲乙協議する
- 3 工場へ着船した翌日から起算し休祭日共 日間とする

第三条【請負代価及びその支払方法】

- 1 本工事の請負代価は金
明細書を提出するものとする

円也とし、乙は本船が工場に着船した後

日以内に見積

- 2 支払方法は別段の協定がある場合のほか左の通りとする
着工時に請負代価の三分の一

完工時に残額

第四条【工事期間中の保全責任】

- 1 工事期間中に於ける本船の保全は別段の協定がある場合のほか甲の責任とし乙はこれに協力しなければならない、但し乙又はその使用者の故意過失によつて生じた損害については乙の責任とする

2

第五条 【不可抗力による工事支障】

甲乙双方の責に帰すべき損害については当事者は各自の責任の輕重に従つて損害を負担する
天災、地変、高潮、戦争、軍事行為、内乱、暴動、ストライキ、ロツクアウトその他これに類する事由により本船の工期に影響を及ぼす事情が発生した場合又は工事を完成することができないと認めた場合には乙は遅滞なくその旨を甲に通知し甲乙協議の上本船の工事期間を延長しその他本契約を変更又は解除することができる

2 前項の規定は本工事に關係のある乙の下請負業者で甲の諒解を得たものに起つた場合にも適用する

第六条 【工事内容の変更並びに追加】

第一条記載の内容に変更又は追加があつた場合には請負代価及び完成期日の変更につき甲乙協議の上これを定める

第七条 【延滞補償及び褒賞】

1 工事完成期日が遅延したときは乙は遅延日数一日に付き金

円也の割合を以て延滞料を甲に支払わなければならぬ

2 甲の希望により期日以前に工事を完了した場合には甲は前項に準じて褒賞金

円也を支払うものとする

第八条 【工事による廃材】

工事施行によつて生じた廃材は予め甲の指示するものを除きすべて乙の所有とする

第九条 【記載外事項】

本契約書に記載のない事項はすべて日本国の法令及び慣習に従う

第十条 【仲裁】

1 本契約に關して当事者間に争いを生じたときは各当事者は社団法人日本海運集会所(東京)に仲裁判断を依頼しその選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う

2 仲裁人の選定仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による

第十一條 【特約】

右契約を証するため本書一通を作り各自記名調印の上互に一通を保有する

昭和 年 月 日

に於て作成する

甲

乙